玉名市立地適正化計画(案) 修正一覧表

| | 該当箇所 | 修正前 | 修正後 | 理由 |
|---|--------------------------------------|--|--|---------------------------------------|
| 1 | P14 (2)の2行目 | 交流拠点に | 交通拠点に | 都市計画マス タープラン引用 に当たっての記 載誤り |
| 2 | P14 (2) の7行目、 8、9行目 | 三ツ川は <mark>森林</mark> として・・ 天水地域は <mark>その他の農用地</mark> とし て・・ | 三ツ川は <mark>山林</mark> として・・ 天水地域は <mark>畑</mark> として・・ | 凡例と説明が 合っていないた め |
| 3 | P17 ②の2行目 | また、玉名駅周辺・・・ | また、新玉名駅周辺・・・ | 図の説明との不 整合 |
| 4 | P17 浸水想定区域の想定 最大規模、図中の位 置ずれ | | 図参照 | 図中の中央の点 線丸が少しずれ ているため |
| 5 | P80 人口-⑧ | | 図を削除 | 制度変更が予定 されており、市 民に誤解を与え ないため |
| 6 | P110 1行目 | エリアで3.0m未満 | エリアで2.0m未満 | 図の説明との不 整合 |

玉名市立地適正化計画(案) 修正一覧表

| | 該当箇所 | 修正前 | 修正後 | 理由 |
|----|--------------------------|---|---|----------|
| 7 | P3 4行目 | 記載する <mark>他</mark> 、 | 記載する <mark>ほか</mark> 、 | 漢字→ひらがな |
| | P10 | 2000年の総人口・・ | 2000年(平成12年)の総人口・・ | 2000年 |
| 8 | 6行目,12行目 | 2040年には、・・ | 2040年(令和22年)には、・・ | 脱字 |
| 9 | P12 図の凡例 | | 都市計画区域を追加 | 凡例統一 |
| 10 | P12,P29,P61,P69, P73,P81 | および | 及び | ひらがな→漢字 |
| 11 | P15 19行目、図の説明、凡例 | 40件以上の・・ | 40戸以上の・・ | 誤字 |
| 12 | P19 図の表題 | 河岸浸食が想定される区域 | <mark>氾濫流</mark> が想定される区域 | 標題統一 |
| 13 | P23、P25 図の凡例 | 駅利用圏(800m)を削除 | | 凡例統一 |
| 14 | P27 図、凡例 | 日常生活サービス圏 | 生活サービス施設徒歩圏 | 標題統一 |
| 15 | P27 (1) の4行目 | これらの利用圏域(高齢者福祉施設は 1,000m(地域包括ケアシステムの日常生 活圏域))、その他施設は800m(都市 構造の評価に関するハンドブックに記載 されている一般的な徒歩圏)に含まれて いる箇所 | 生活圏域)、その他施設は800m(都市 構造の評価に関するハンドブックに記 | () の位置ずれ |
| 16 | P28 注釈 | ※診療科目に「内科」、「外科」、「小 児科」を含む施設 | ※診療科目に「内科」、「外科」、 「小児科」のいずれかを含む施設 | 脱字 |
| 17 | P32,P48 | 賑わい | にぎわい | 漢字→ひらがな |
| 18 | P35,P36,P38,P147 | あたり | 当たり | ひらがな→漢字 |
| 19 | P35 5行目 | 5年間総額 <mark>が</mark> 143億円 | 5年間総額143億円 | 誤字 |
| 20 | P56 (2) の表 | 地方自治法第4条第1項に規定する <mark>市役所</mark> | 地方自治法第4条第1項に規定する <mark>事務</mark> 所 | 条文引用統一 |
| 21 | P56 (2)の表 | 老人福祉法第14条に規定する施設 | 地域福祉センター設置運営要綱(厚生 省社会・援護局長通知)にもとづく地 域福祉センター | 条文引用統一 |
| 22 | P56 (2) の表 | 介護保険法第8条の7に規定する施設 | 介護保険法第8条第7項に規定する通所 介護の事業を行う施設 | 条文引用統一 |
| 23 | P56 (2) の表 | 児童福祉法第6条の2第6項に規定する施 設 | 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う施設 | 条文引用統一 |
| 24 | P57 (2) の表 | 銀行法第4条に規定する免許を受けて銀 行業を営む銀行 | 銀行法第2条第1項に規定する銀行 | 条文引用統一 |
| 25 | P57 (2) の表 | 信用金庫法第4条に規定する免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会 | 信用金庫法にもとづく信用金庫及び信用金庫連合会 | 条文引用統一 |
| 26 | P57 (2)の表 | 図書館法第2条に規定する地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置する図書館 | 図書館法第2条第1項に規定する図書館 | 条文引用統一 |
| 27 | P57 (2) の表 | 博物館法 <mark>第2条</mark> に規定する施設 | 博物館法 第2条第1項 に規定する施設 | 条文引用統一 |
| 28 | P58 (3) の表 | 郵便局等 | 郵便局 | 前頁との整合 |

玉名市立地適正化計画(案) 修正一覧表

| | 該当箇所 | 修正前 | 修正後 | 理由 |
|----|--|--------------------------------|---|--|
| 29 | P58 (3) の表 | 歴史博物館 | 博物館 | 前頁との整合 |
| 30 | p 70 凡例 | (建築等を行うときに届出が必要となる 箇所) | 削除 | 第7章に届出制度 の説明があり、 ここで記載する と整合が取れな いため |
| 31 | P72 | 拠点となる <mark>箇所</mark> の施設維持・集積 | 拠点となる <mark>エリア</mark> の施設維持・集積 ※2箇所あり | 前後の統一 |
| 32 | P73,P80,P93 | 建て替え | 建替え | 送り仮名 |
| 33 | P74 拠点-① | 旧庁舎跡地 | 玉名市役所旧本庁舎跡地 | 標題統一 |
| 34 | P74 『拠点-② 中央公民館・市 民図書館の整備推進』の6 行目 | また、整備と <mark>あわせて</mark> | また、整備と併せて | ひらがな→漢字 |
| 35 | P75 『拠点-④ 低未利用地の集 約による都市機能立地の推 進』の6行目 | 一括して利用検討を設定する | 一括して利用権等を設定する | 変換ミス |
| 36 | P83 『交通-⑤ 運転免許証返納 特典制度(支援制度)の継 続実施』の6行目 | 、自動車の運転ができない | 、自家用車の運転ができない | 前後の表記統一 |
| 37 | P101 2行目 | 想定されてい <mark>るます</mark> | 想定されてい <mark>ます</mark> | 誤字 |
| 38 | P101 計画規模、想定最大規模 | 【玉名駅南側・市役所周辺】 | 【玉名駅南側、 <mark>玉名</mark> 市役所周辺】 | 脱字 |
| 39 | P139、140 凡例 | | 避難所500m圏域、色なし | 凡例統一 |